

農業振興地域整備計画（市町村の計画）

- 農業振興地域整備計画は、優良な農地を確保・保全するとともに、農業振興のための各種施策を計画的かつ集中的に実施するため市町村が定める総合的な農業振興の計画
- 都道府県知事の指定した農業振興地域がその区域内にある市町村は、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、森林組合の意見を聴いて、農業振興地域について農業振興地域整備計画を定めなければならない

農業振興地域整備計画に定める事項

農業振興地域の整備のためのマスター プラン

- ・農地の区画の拡大、農業用排水施設など農業生産基盤の整備等に関する事項
- ・農地保全のための基盤整備、機能低下防止活動等農用地等の保全に関する事項
- ・農地の流動化、農作業の受託の誘導方向等農業上の土地利用調整に関する事項
- ・農業の近代化のための施設の整備に関する事項
- ・農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項
- ・農業従事者の安定的な就業の促進（規模拡大等と相まって推進するもの）に関する事項
- ・農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

農用地利用計画

農用地区域の設定

農用地区域とは、農振整備計画の策定者である市町村が農用地等として利用すべきとして指定した土地



- ・原則転用禁止
- ・農業振興のための施策を計画的かつ集中的に実施

農用地区域の用途区分

- ・農地
- ・採草放牧地
- ・混牧林地
- ・農業用施設用地

地域の特性にふさわしい農業振興を図るために必要があるときは、農用地区域の用途区分を更に細分化して用途を指定することができる

- ・高生産性農業区域
- ・ふれあい農園区域
- ・棚田 等